

議員提出議案

意見書(要旨)

第2回定例会では意見書5件を可決し、議長名で関係行政庁へ提出しました。
要旨は次のとおりです。

六四三〇万件を超える不明な年金記録に対し一切の支給漏れ、支給不足の無いよう迅速かつ適切な対応を求める意見書

六四三〇万件を超える年金記録不明が明らかになり、受給者を始め多くの国民に年金制度に対する不安、不信、怒りが広がっている。
政府はこの問題に対し、早急に現状の把握、原因究明、及び不明な記録を明らかにし、今後、年金の支給漏れや支給不足が発生しないよう、政府の責任において全力で取り組むとともに、しっかりとしたデータ管理を行う事が急務である。

よって町田市議会は、政府に対し、迅速な対応を求めるものである。
内閣総理大臣ほか三件あて

義務教育就学医療制度等の東京都の医療制度の改善を求める意見書

町田市は市境界の三分の二を神奈川県に接し、日常的に多くの市民が神奈川県内の医療機関を利用しています。そのため、都内の医療機関利用のみを想定した現在の各種医療制度では、町田市民は有効に活用できないことがあります。

また、このような状況は、町田市だけでなく、他県に隣接する区市町村も同様の課題を抱えています。

ついで、都外医療機関との契約をより積極的に進めるなど、早急に都の医療制度を見直し、利用されやすく、地域格差のない公平な医療サービスのための改善を求めます。

東京都知事ほか一件あて

都営住宅の使用承継制度の変更を中止し現行制度の継続を求める意見書

昨年八月、東京都は多くの都民の反対にもかかわらず、それまでは親子間にも認められていた都営住宅の使用承継を、原則配偶者に限定する規則改定を行った。同規則は本年八月施行されるが、都営住宅居住者の不安は高まっている。障がいをもつ娘と同居する高齢者、年収が少なくて親と同居せざるを得ない若者、承継できなくなれば住む所を失ってしまうことになる。今からでも遅くはない。規則の再改定を行い、使用承継制度の変更を中止し、現行制度を継続すべきである。

以上地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。
東京都知事ほか一件あて

「心身障害者(児)通所訓練等事業」の継続・発展を求める意見書

都内にある学齢期の障がい児を対象とした放課後や学校休業日に活動を実施しているグループの多くは、東京都単独事業としての通所訓練等事業および通所デイグループ事業の補助を受けて活動している。今般障害者自立支援法の実施に伴い、都の様々な障がい者福祉事業も自立支援法の法内事業に移行しつつあるが、上記のような学齢児グループは事業目的や補助水準などの点から、同法の中に移行できないような施策が存在しない。

よって、「心身障害者(児)通所訓練事業」を障害者施策包括事業内において、今後も継続・発展を求める。

東京都知事ほか一件あて

本会議の
質疑から

条例・その他

町田市民健康保険条例の一部改正

議員 条例改正の目的は何か。

市民部長 国民健康保険法等の一部改正による医療費適正化の総合的な推進の一環として、保険給付の内容、範囲の見直し等の措置が講じられたことに伴い所要の改正を行うものです。第一に、高齢者の患者負担の見直しとして、これまで一割であった七〇歳から七四歳の者の一部負担金を二割に変更するものです。第二に、乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大として、三歳に達した月まで二割であったものを義務教育就学前まで延長するものです。

議員 高齢者の医療費負担について、負担の上限額に変動があるのか。

市民部長 税制改正に伴い公的年金控除の縮減、老年者控除の廃止にかわり、その影響によって住民税の非課税措置が適用されず、課税となる世帯で世帯員の一部が市民税非課税の場合、激変緩和配慮措置として高額療養費の自己負担限度額を、負担区分一般の四万四、四〇〇円ではなく、低所得者の二万四、六〇〇円に据え置いて適用するということになっています。

予算

町田市新元気をさせ商店街事業補助金

議員 その目的と効果は。

環境・産業部長 目的としては、ポイントカードシステムを導入して広く内外にアピールすることにより、このシステムに参加する各お店のリーダーの確保及び新規顧客獲得を促進すること、また、商店街に加入されていないお店の商店街への加入促進です。効果としては、P.A.S.M.O、Suicaが持つ機能が扱える端末が配置されることにより、コスト的に一店一店ではなかなか対応できない電子マネーへの対応が可能となること、そのほか、顧客情報を活用した特売メールの活用等多様な販売促進策を実施することも可能となると考えています。

中心市街地活性化施設整備費

議員 旧ば・る・るプラザ町田購入後の施設使用について、使用のイメージは。

環境・産業部長 市が取得運営する部分については、これまでどおり文化交流施設としての多目的ホール、会議室等としていきたいと考えています。町田市が専用する五階六階部分ですが、文化交流施設として市民に貸し出しを行いたいと考えています。

議員 中心市街地の活性化につながる施設展開を町田市はどのようにイメージしているのか。

環境・産業部長 ば・る・るプラザ、ターミナルプラザ、ターミナルエイトの連続性、一体性を生かしてこの地区の集客力を高めていきたいと考えています。

町田市議会議員の政治活動における
虚礼廃止に関する要綱

平成元年12月1日制定
平成2年2月1日改正

この要綱は、「町田市議会議員の政治活動における虚礼廃止に関する決議」に基づき、公職選挙法の規定にかかわらず、すべてにわたり清潔な政治活動を行うことにより市民の信託に応えるため制定するものである。

記

1. 企業・団体からの金品等の寄附は受けない。
2. 資金集めを目的としたパーティー・事業等は行わない。
3. 町内会・自治会、その他市の財政援助団体並びに公的行事への金品等の提供及び祝電・弔電は行わない。
4. 新聞等への個人名刺広告の掲載は行わない。
5. 答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成元年12月1日から適用する。

町田市議会では右記の他に、上記のとおり政治活動における虚礼廃止に関する要綱を定めています。

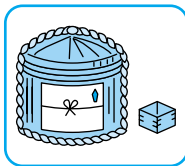
政治家は有権者に寄附を
贈らない!

有権者は政治家に寄附を
求めない!

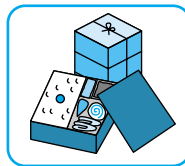
政治家から有権者への寄附は
受け取らない!

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

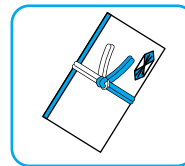
冠婚葬祭や地域イベントなど、こんな時、こんな物も、寄附禁止の対象となります。



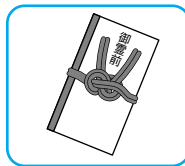
お祭りへの
寄附や差入



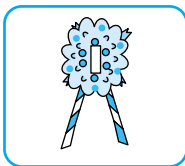
地域の運動会やスポーツ
大会への飲食物の差入



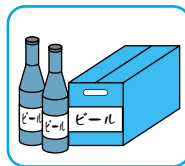
秘書等が代理で出席
する場合の結婚祝



秘書等が代理で出席する
場合の葬式の香典



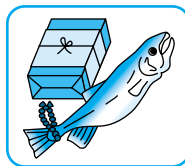
落成式、開店祝
の花輪



町内会の集会や旅行などの
催物への寸志や差入



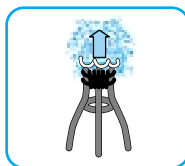
入学祝・卒業祝



お中元やお歳暮



病気見舞い



葬式の花輪、供花

財団法人明るい選挙推進協会パンフレットより

- 政治家の寄附禁止
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- 政治家の関係団体の寄附の禁止
- 後援団体の寄附の禁止
- 暑中見舞状など(電報を含む)の挨拶状の禁止(自筆答礼を除く)
- あいさつを目的とする有料広告の禁止